

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 川喜田敦子

第二次世界大戦の末期、ドイツ東部領の住民は、ベルリン攻略をめざして進撃するソ連軍を前に一斉に西方に避難を始めた。東欧各地では、かつてナチの暴力支配に苦しめられたスラヴ系住民やソ連兵の報復欲求が現地のドイツ系住民に向かい、かれらも暴力的に故郷を追われた。さらに戦勝三大国によるポツダム会談は、オーダー・ナイセ川以東のドイツ東部領の切り離しと当該地域に残留するドイツ人の即時立ち退きを決定した。こうして戦中戦後の混乱のなか着の身着のままで過酷な移住を強いられたドイツ人「被追放民」は総数で1500万人にも上り、その内約300万人が移住の途上で命を奪われた。

戦後のドイツ連邦共和国（以下、西ドイツ）は、東部から流入するこれら大量の「国内難民」を受け入れるという困難な課題に直面した。被追放民がどのようにして新しい社会に統合され、それが戦後のドイツ社会にいかなる影響を与えたかという問いは、ドイツ現代史研究に従事する者はもとより、アジア太平洋戦争後に多くの「引き揚げ者」問題や「中国残留孤児問題」を抱える東アジアの研究者にとっても関心を引くテーマであろう。先の問い合わせにたいする従来の回答は、アデナウアー政権下の「奇跡の経済復興」が、被追放民の生活水準の向上と社会統合を可能にし、その結果かれらの政治的な急進化が回避され社会の安定化につながったというものである。

本審査対象論文は、こうした通説を踏まえながらも、従来の社会経済的観点とは異なる新しい問題関心からこのテーマにアプローチしている。つまり本論文の提出者は、戦後初期の被追放民問題がもつ政治的な意味合いを西ドイツの内政と対外関係の視点から、とくに東ドイツとの関係を視野に入れて分析し、あわせてこの問題が分断国家西ドイツの国民的アイデンティティの形成と歴史意識にどのように関連したかを解明しようとしている。主な考察対象は西ドイツであるが、その特徴を際立たせるために、東ドイツにも比較分析のメスを入れている。東西ドイツ双方を視野に収めた本論文の分析手法は非常に説得的で、本研究の特長のひとつとなっている。利用された一次史料は非常に幅広く、ドイツ連邦文書館所蔵の関係官庁、関係団体の公文書と個人文書

を涉獵し、それ以外にも連邦議会文書室や被追放民団体など各種のアーカイブで史料の蒐集にあたっている。

本論文は、序章、第1章から第4章、終章、付録（表・文献リスト・地図など）からなる。目次等を含めて296頁で、四百字詰め原稿用紙換算では約800枚の分量に相当する。以下、それぞれの部分の概要を紹介する。

まず序論では、被追放民問題に関する主要概念を定義（東ドイツではたんに「住民移動」と呼ばれ、西ドイツでは「追放」と呼ばれた）したのち、研究動向の紹介と問題点の整理がおこなわれる。とくに近年この分野で成果をあげたゲーアマンやミューレンらの研究が批判的に検証され、被追放民問題の政治的な含意を分析することの重要性と、東西の比較と相互連関を解明することの有効性が示される。

四つの章からなる本論は概ねクロノロジカルな流れにそって展開されている。

議論の前提となる第1章「被追放民統合政策の展開」は、各占領軍政府の下で個別に実施された統合政策の展開を東西占領地区に分けて比較検討する。ソ連地区では、当初、積極的な統合支援措置がとられたが、これが財政難で打ち切られると、ドイツ社会主義統一党は早々に「移住民問題の解決宣言」をおこなった。提出者はその理由を社会主義統一党のソ連軍政府への配慮、つまり被追放民問題がポーランドとの国境問題に波及し、ソ連軍政府の反発を招くことを恐れた点に求めている。一方、西側地区でも統合措置がとられた。西ドイツ建国後はさらに統合に拍車が掛かり、連邦緊急援助法、連邦負担調整法、連邦被追放民法など立法による統合援助政策が実行された。

第2章「被追放民の集団としてのアイデンティティとの関わり方における東西ドイツの相違」では、建国直後における東西ドイツの統合政策が比較分析される。まず東ドイツは、被追放民の徹底した統合＝同化政策を実行した。そのさい、同化の妨げとなる被追放民の文化的アイデンティティの温存は容認されなかった。旧東部領の歴史や文化は忌避・抑圧され、被追放民同士の連帯も禁じられた。東部の故郷を想起させる駅や通りの名前も改められ、被追放民問題を語ることは社会主義の友邦であるポーランドやソ連にたいする侮辱とみなされた。これにたいして、西ドイツの統合政策は被追放民の社会統合を促進する一方で、かれらの文化的伝統の保護とアイデンティティの維持に努めた。提出者は、この目的で制定された連邦被追放民法の策定過程を外務省・被追放民省・全ドイツ問題省の三つ巴の確執を交えて分析し、あわせて東ドイツの同化政策を、すべてを画一化する野蛮なボリシェヴィズムの所業として批判する

西ドイツ側の主張を精密に分析している。

本論文の中心は第3章と第4章だが、第3章「西ドイツにおける文化保護政策」は、西ドイツ政府による被追放民の文化保護政策の実態を検討し、そこに秘められた政府と関係省庁の政治的な意図を明らかにしている。具体的には、政府の助成を得て進められた文化事業のうち、当代一流の歴史家や法学者が大勢携わった長大な資料集『追放の記録』（全九巻）と『西ドイツにおける被追放民』（全三巻）という二つの研究プロジェクトをとりあげ、それらにたいする政府と行政の支援と介入に注目している。ここでは、追放の不法性が一方的にソ連・東側陣営に帰せられ、集団としての被追放民の存在を強調することで、来るべき講和（主権回復）にむけて少しでも有利な条件を引きだそうとする政府の意図が解明される。また50年代後半には常設文相会議が東部ドイツ領の歴史と文化を学校で詳しく教えるための新科目「東方学」の導入を勧告するが、そこにいたる文部行政の政治的な動機を、当時広く流布していた反共主義と東ドイツへの対抗意識に着目して浮き彫りにしている。

第4章「1950年代の西ドイツ社会と被追放民問題」は本論文の佳境で、先に論じた文化保護政策に投影された歴史認識の問題を、この政策を策定・実行した政治家や官僚、学者等による種々の言説・叙述の分析を通して検討している。ここで分析俎上に載るのが、被追放民問題を語りながらはしなくも露呈する伝統的な東方観、つまりナチ体制の崩壊後もなお命脈を保つドイツ文化優位論である。提出者は、かつてナチの東方侵略と人種主義を正当化した行政官・学者の一部が、戦後の被追放民統合問題に関与した事実を究明している。さらに文化保護政策に関連して本格化した東方学や東方研究において、追放の暴力性と不法性がことさら強調されることの意味合いが分析される。提出者は、「追放」というドイツ人の被害体験が、ナチ時代のドイツの不法、つまり侵略戦争の首謀やユダヤ人大虐殺から完全に切断され、一面的に強調されることで、ドイツ人の加害者としての意識が相殺されるメカニズムを論証している。また被追放民を国民的アイデンティティの基盤と捉える西ドイツの政治家や行政官の認識枠組みにも光があてられる。提出者によれば、被追放民とその伝統文化は、東西ドイツはもとより、かれらの「故郷」旧東部領を含む「全ドイツ」の文化的一体性の証であり、失われた東部領と、これがシンボリックに表象するかつての国民国家との精神的なつながりを担保する存在であった。

終章は以上の分析に基づいて被追放民問題の多様な意味合いを総括している。それ

をさらに要約すれば、西ドイツの統合政策は、冷戦下で競合・対立関係にあった東ドイツの同化政策のアンチテーゼであり、東を批判することで自己の政策を正当化してきた。被追放民の存在は、反ソ・反共主義に裏打ちされた東側陣営との対抗と、旧東部領の回復要求という50年代西ドイツ社会の基本的合意を担う中核であり、その合意を国民に意識化させるための役割を負わされていた。そのため文化保護政策も当初から政治的なバイアスを免れなかった。50年代後半には経済的豊かさの下で社会統合が成果をあげ、かれらの東部領とのつながりは希薄化し、執着心も失われていった。こうしてアデナウアー政権末期には、被追放民問題を政治道具化しようとする権力の側と、かつての被追放民との間に意識の乖離がみられるようになるのである。

このように、ドイツ連邦共和国における被追放民の統合は、従来の社会経済的観点からする通説をはるかに超える、複雑な政治的、社会的意味連関のなかに定位する問題であった。従来の見解を乗り越える豊かな論点をもつ本論文は、何よりも提出者自身のドイツでの精力的な史料蒐集がなければとうてい実現しなかったものである。提出者が文化保護政策の細部に分け入ってその策定過程を解明し、被追放民に関する種々の叙述を丹念に分析したことは、900を数える注の厳密な表記に明瞭に示されている。論文の構成、論理の展開にも隙がなく、この点でも成功している。国際的に見てきわめて高い水準にあり、歴史学界への貢献は大きいと評価できる。

むろん欠陥がないわけではない。そのひとつは、考察対象とする時期をアデナウアー政権期に限ったために、60年代末のプラント政権下で生じた大きな変化への展望が十分に示されていないことである。また、社会経済的要因を重視しなかったために実際の統合の様子が読み手にリアルに伝わってこないという弱点もある。しかし、これらは全体の論旨からみて些末なことでしかないであろう。

本論文はたしかに歴史学の論文ではあるが、政治史、外交史、社会史、日常史などに区分された既存の歴史学の枠組みにとらわれない自由な地域文化研究の特性を活かした優れた研究ともなっている。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。